

甲府法人会たより



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和6年4月

第162号

題字 関会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

主な内容

- 巻頭寄稿
- 新年賀詞交歓会
- 新入会員歓迎研修会
- 青年・女性部会の活動
- 令和6年度事業計画
- 法律相談
- 税務相談

令和7年の 「法人会全国青年の集い(山梨大会)」 にむけて



公益社団法人 甲府法人会

青年部 会長 大木 賢太郎

青年部会長に選任されて、早一年が経過しようとしています。

私が部会長職を引き継ぐ際に、もう一つ引き継いだことがあります。それは令和7年11月に山梨県において開催する「法人会全国青年の集い」(以下、「青年の集い」と記載します。)です。

この「青年の集い」は昨年行われた山形大会が37回目の開催で、全国を持ち回りで開催されています。山梨県内の若手経営者たちで創意工夫を凝らして大会運営をすることで、大会に携わるメンバーの機運を高め、成功に導いていけたらと思います。

そして「青年の集い」は甲府法人会青年部会のみならず、県全体として取り組む大イベントです。県内の他の法人会である大月・山梨・鵜沢

の各法人会青年部会と「オール山梨」で取り組み、準備を進めていく必要があります。

既に昨年9月に実行委員会を立ち上げ、山梨大会の大会会長を私が拝命するなど、ここまで3回の実行委員会を行い、議論を重ねてきました。その間、昨年11月には「青年の集い」が山形県で開催されましたので、全体のスケジュールや使用する施設、参加者の導線、そして受け入れる側のスタッフの配置や人数など、運営に関わる部分を見てまいりました。

山形県の青年部会の方々の気配りの行き届いた運営は、とても参考となりました。そして特に強く印象に残ったのは、大会式典の終盤に行われた福井県の青年部会の方々による次年度開催地のPR活動です。総勢60名ほどの方々が横断幕やのぼり旗

を手にして並び、PR動画を上映した後、福井大会の大会会長から大会開催に向けた意気込みが熱く述べられました。

今年11月に開催される福井大会において、今度は私達山梨県のメンバーが次年度開催地のPRを行います。その時、自分が意気込みを述べた姿と重ね合わせながら、改めて身が引き締まる思いを感じながら見ていました。

さて、「青年の集い」山梨大会まで残り1年と半年となり、準備を進めていく段階で様々な課題に直面します。また全法連の会議でも山梨大会について、厳しいご指摘と同時に参考になるアドバイスをいただいたりします。実行委員会を中心に、より良い大会にできるよう、知恵を出し合っていきたいと考えています。

そこで欠かせないのが、青年部会員の増強です。「青年の集い」は2日間の日程で開催します。その中で「租税教育活動」や「健康経営」に関する事例発表にはじまり、講演会・大会式典・大懇親会と催しも目白押しです。これだけの行事を行うには、当日の運営などに携わっていただく多くの青年部会員が必要です。昨年度12名の方にご入会いただきました。令和6年度は、これを大きく上回るご入会を目標とし、現在の部会員一体となって増強を図っていきます。親会の役員の皆様におかれまして

も、各企業の後継者や幹部職員の方を甲府法人会青年部会にご紹介いただけますよう、ご協力をお願いいたします。

部会員の増強は、「青年の集い」の開催だけではなく、今後の法人会活動のさらなる活性化に必ず繋がるものと思います。



実行委員会

(株)株式会社オオキ 代表取締役社長

新年賀詞交歓会を開催

1月15日、甲府記念日ホテルにおいて、山梨県法人会連合会と共催の新年賀詞交歓会を開催し、関会長の年頭の挨拶の後、伴東京国税局課税第二部次長、長田山梨県副知事、内藤韮崎市長からご祝辞をいただき、ほか甲府法人会管内の市長、経済団体など多数の来賓のご臨席をいただきました。

甲府法人会、大月法人会、山梨法人会、鵜沢法人会総勢200名を超える出席者の皆様は、情報交換や交流を深めながら、法人会や



伴東京国税局
課税第二部次長の祝辞



年頭の挨拶をする
関会長

会員企業の発展を誓い合いました。

また、賀詞交歓会に先立って、山梨県法人会連合会主催の新春講演会が開催されました。オンラインでの同時配信も行い、歴史作家の河合敦氏に「岩崎弥太郎と渋沢栄一」と題して講演をいただきました。



講演する河合敦氏



内藤韮崎市長の祝辞



長田副知事の祝辞

新入会員歓迎研修会

および交流会を開催

3月8日、新入会員歓迎研修会および交流会をベルクラシック甲府において開催しました。

この研修会および交流会は、令和2年に開催を企画していましたが、新型コロナウイルスの影響を受けて、開催を中止して先延ばしとなっていました。今回ようやく開催することができ、新入会員18名にご参加いただきました。

近藤副会長の挨拶の後、研修会では、改めて「法人会」の活動内

容にご理解を深めて頂き、今後も積極的な活動へのご参加をお願いいたしました。

また、講師として甲府税務署の稲田副署長をお招きし「税のよもやま話」調査の巻」をテーマに貴重なお話をいただきました。

交流会では関会長の挨拶、小野副会長の乾杯で開会し、「税」への意識を高めていただくと同時に、今後のビジネスに繋がる交流の場にしていただきました。



新入会員研修会



稲田副署長による研修



新入会員交流会



甲府会場閉講式



富士会場閉講式



源泉部会講習会

令和5年度の「源泉部会講習会」は1月19日（荏崎会場）・1月24日（甲府会場）に最終講義を行い、昨年6月にスタートした全6回の日程が終了しました。初級講座・上級講座ともに5回以上出席した参加者の皆様に修了証書と記念品を贈呈しました。

令和6年度は「カンタン解説！源泉所得税の基本と実務テクニク」と題し、甲府税務署 源泉所得税担当官が講師を務めて講習会を実施いたします。源泉所得税の基本を学ぶ初級講座と、事例問題を中心とした上級講座の2講座に分けて講習します。源泉徴収事務が初めての方から、ご経験の長い方まで、幅広く受講していただけてすようお申し込みをお待ちしております。

令和5年度

源泉部会講習会を閉講

47名が修了



説明する近藤副会長

さらにはすでにご入会いただいている外国人経営者の会員から外国語で補足していただきました。今後も、様々な業界・業種に法人会を周知していく、組織強化を進めてまいります。

1月23日、宝飾業を営んでいる外国人経営者24名を対象に、近藤副会長（組織委員長）と、飯沼組織副委員長が法人会の活動を説明し、加入勧奨を行いました。

国内有数のジュエリー産地である甲府には、宝飾関係の外国人経営者が多数いらっしゃいます。

今回は「そもそも法人会とは」「法人会のメリット」などを英訳したパンフレットを活用し説明を行い、

外国人経営者向け説明会を開催

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。

山梨県連・甲府法人会共催の「スキルアップセミナー」を1月25日に新人・若手社員を対象として開催し、将来を嘱望される方々が参加されました。

セミナーでは、山梨中銀経営コンサルティングの樋川様が講師を務められ、自分自身のやる気を高める方法、仕事のミスの減らす対策、職場内のコミュニケーションの取り方、自分の強み発見、3年後のありたい姿についてなどをテーマに研修を行いました。



スキルアップセミナー

第3回

新人・若手社員
フォローアップ研修

青年部会全体会議を開催



青年部会全体会議

2月26日、青年部会全体会議を古名屋ホテルにおいて開催しました。令和5年5月の定時総会以来となる全体での会議で、24名の部会員が出席しました。

まず大木部会長より、来年11月に開催予定の「法人会全国青年の集い山梨大会」の準備状況について、山梨県内の4つの青年部会が協働する大会実行委員会にて決定された大会スローガンやロゴマークが報告されました。

また大会に向け、部会員拡大に



新入部会員紹介

についても、令和5年度は12名の方が新しくご入会いただいたと報告がありました。

その後、令和6年度の事業予定のほか、青年部会が中心となり進めている「法人会出版健康経営プロジェクト」の推進についても協議されました。

会議終了後には懇親会を開催し、新入部会員のご紹介もされ、情報交換や親睦が図られ有意義な会になったと思います。



税金教室

1月30日に南アルプス市立榊形西小学校において、『税金教室』を開催しました。6年生を対象として行い、講師は女性部会の会員が担当しました。

税金で作られている公共施設などについてのクイズを出題しながら、消費税や所得税などをわかりやすく説明しました。

令和6年度も多くの小学校で開催できるよう準備してまいります。

税金教室を開催



募金を行う飯島女性部会長(右)と雨宮副部会長(左)

この度の能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々並びにそのご家族、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

今般、女性部会を中心に、行事開催の際に募金活動を行い、部会員から多くの義援金が寄せられました。寄せられた義援金は全国法人会総連合を通じ、被災された法人会にお渡ししました。

女性部会を中心に
寄せられた災害義援金
をお渡し

令和6年度事業計画

基本方針

- 「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動する。
- 支部ブロックの活動を強化し、組織力の強化と会員増強に取り組み、児童・生徒を対象とした租税教育活動の充実を図る。
- 税務行政の円滑な運営への協力と納税者の利便性向上の観点から、マイナンバー制度の定着とマイナンバーカードの普及促進、e-Tax（国税電子申告・納税システム）eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用促進に強化して取り組む。
- （一社）山梨県法人会連合会（以下「県連」という）との連携強化を図る。公益法人としてのガバナンスの確保、財務基準の達成に取り組む。

主な事業計画

I 公益目的事業

- 税に関する事業
 - 税知識の普及・税の啓発活動
 - 新設法人説明会
- 新たに設立された法人を対象に、税務上必要な申請届出等の手続きや、事業開始に際しての法人税法上の留意点

等について正しい理解を促すことを目的に開催する。

- 決算法人説明会・インボイス制度説明会
決算月を迎えた法人を対象に、税制改正事項等決算手続きを行うにあつての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的に開催する。
- 前年度に続き、インボイス制度についても説明を行う。
- 源泉部会講習会「カンタン解説！源泉所得税の基本と実務テクニク」
源泉所得税の適正な徴収を行うため、改正税法の要点や経理事務において留意すべき事項等について、実務担当の資質向上を目的に開催する。

e-Taxのほか、eLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）による地方税の申告・納税の手続きの説明も行う

- 税務研修会各支部ブロック、部会関係
各支部ブロック、青年部会、女性部会で税制改正事項をはじめ様々な税に関する研修テーマを取り上げ、税に関する理解を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的に開催する。
- 年末調整等説明会
オンラインによる開催など
- 税務関連セミナー
スタートアップ研修（新設法人に対して、税及び経営に関するシリーズの研修）

・新入会員を対象とした税務研修
・その他税に関する説明会・研修会・講演会・セミナー等

- 税務に関する教材・資料の活用
全法連テキストを会員に配付するとともに説明会において研修テキストとして使用する。また、全法連幹旋図書等を購入して会員に提供する。
- 全法連が作成する予定の研修用テキスト

- 自主点検チェックシートの活用

全法連が作成している「自主点検チェックシート」（日税連監修・国税庁後援）を各種説明会等の参加者に配付・配付し、各企業での活用を依頼するなど企業の税務コンプライアンス向上に取り組み、また会報・ホームページを活用して周知を図る。

- 租税教育活動
甲府税務署管内の児童・生徒を対象に、税の大切さを学んでもらうため、甲府税務署の協力を得て、以下の活動を実施する。
- 青年部会・女性部会主管による小学校での税金教室（対象校の拡大）
- 青年部会主管による租税教育イベント
- 小学生の税に関する習字展「一税に関する絵はがきコンクール」（国税庁後援）

・甲府税務署・地方公共団体・金融機関と連携したe-Tax・eLTAXの普及促進
e-Tax（国税電子申告・納税システム）eLTAX（地方税ポータルサイト）の普及定着を様々な機会に広く納税者の呼びかけを行う。またe-Tax・eLTAXのさらなる推進のため、甲府税務署・地方公共団体・金融機関と連携した研修会などを開催する。

- 税の無料相談会の開催
東京地方税理士会甲府支部の協力を得て、会員、非会員を問わず、法人個人の税務全般に関する無料の税務相談会を開催する。
- 全国の青年の集い「及び」全国女性フォーラムへの参加
全国の青年経営者、女性経営者が一堂に会し、租税教育のあり方や地域社

会の健全な発展など、法人会の目指す目的達成のための情報交換や意見交換の場に部会員を派遣し、当会の事業活動に反映する。

- 税制改正提言活動
地域経済の担い手である中小企業の活性化と公平・中立・簡素な税制に関する提言を行うため、会員その他から税制に関する意見要望を汲み上げ、県連経由で全法連が取りまとめた「令和7年度税制改正に関する提言」を首長・議会議長に提出し、その実現を図る。
- 税制改正に関するアンケート等の実施及び要望書の提出
全法連作成の「税制改正に関するアンケート」を全会員対象に実施する。

※「税制改正に関するアンケート」への回答については、「法人会アンケート調査システム」からの回答を推進する。

- 法人会全国大会（税制改正に関する提言を確認）への参加
全法連において決定した令和7年度税制改正に関する提言の実現に向けて、管内自治体（6市1町）を訪問して税制改正要望活動を実施し、税制改正への協力を要請する。
- 全法連が主催する「税制セミナー」への積極的な参加
- 広報活動
ホームページ及び広報誌による租税関係情報の広報
ホームページの掲載内容の充実を図り、各種研修会等を会員および広く一般にも公開する。またマスコミ等も活用し、研修会等の募集案内を行う。

- 甲府法人会たよりの発行
税に関する情報や公益事業活動を中

心に編集した広報誌「甲府法人会たより」を年4回発行する。

③各種イベントなどを利用した広報活動
税についての理解と啓発を促すために、「税金教室」や「青少年育成体験教室」等を通じて広報する。

④電光広告、ラジオ広告等の利用

甲府市役所の大型ビジョン及びラジオ広告などを利用して、「税を考える週間」の周知、PRの活用促進、確定申告の早期手続きについてPRする。

⑤マス媒体などを活用した法人会の周知活動

・屋外広告看板の設置、SNSの活用などを通じて、法人会を広く経営者に周知を行う。

2. 地域社会貢献事業

(1) インターネットセミナーの利用推進
甲府法人会のホームページから視聴可能

(2) 福祉施設等への寄贈活動

(3) イベントなどを利用した税の啓発活動の実施

①税金教室等を実施する。

②青少年向けの体験教室を実施する。

(県内4法人会共催の「少年サッカー・税金教室」、「ミニバスケットボール・税金教室」)

(4) 広く一般を対象とした講演会等の開催(オンラインも活用する)

①企業経営に関する研修

②企業の事務合理化を図るためのセミナー

(5) 山梨県連主催の講演会・研修会・セミナー等に参加協力

甲府法人会として参加者の募集協力を行う。

①新春講演会

②スキルアップセミナー

(新入・若手社員向け、中堅社員向け(管理職向け等))

⑥青年部会・女性部会主管活動

①チャリティ募金等の寄贈活動

②富士山クリーン作戦への参加

③福祉施設への慰問活動

II 収益事業等

1. 収益事業

(1) 不動産賃貸関係

①公益目的事業の財源を確保するため、自己所有資産である甲府法人会館の一部および駐車場の賃貸、会館の維持管理運営

②登録有形文化財である甲府法人会館の見学希望者への対応

③山梨県フィルムコミッション等への協力

2. 会員支援事業等

(1) 福利厚生関係

全法連が取り組む「Challenge(チャレンジ)100」キャンペーンについて、甲府法人会においても法人会福利厚生制度受託3社と協力して積極的な推進を図る。さらにAIG損害保険の「ビジネスガード」が40周年を迎えるので、同社が行うキャンペーンにも協力する。

(具体的な推進施策)

①役員を中心に法人会福利厚生制度の紹介運動を展開する

②「経営者大型総合保障制度」の役員企業加入率70%と法人会福利厚生制度商品の収入保険料前年対比100%以上の確保を目指す。

③ブロック役員会や事務局の外訪活動を通じて、会員増強とあわせた推進と制度の周知

④青年部会・女性部会と連携した推進

⑤法人会福利厚生制度受託3社と連携した推進

⑥機関誌「甲府法人会たより」を活用した制度の周知と推進

⑦法人会新規入会先に対する法人会福利厚生制度の紹介を行なう

(「新入会員歓迎研修会・交流会」を活用)

(2) 会員の支援・増強関係

組織の充実強化を図るため、会員の

維持と増強を目標として組織ぐるみ(地域単位、業種・業界単位)の活動を推進し財政基盤の安定化につなげる。

(目標)

正会員数の純増を目標とし、役員1人1社以上を獲得して正会員3,000社の回復を目指す。

(具体的な施策)

①9月から12月を「会員増強月間」と設定し、新規加入会員増強運動を実施

②ブロック役員会及び研修会を継続実施し、会員増強目標の認識を共有

③説明会・研修会等に参加の未加入法人に対する積極的な加入勧奨

④税務当局及び会員間の交流会の実施

税務当局との相互信頼関係の強化とコミュニケーションの醸成及び会員間の異業種交流を目的に交流会等を開催する。

⑤新入会員を対象に「新入会員歓迎研修会・交流会」を開催し、税務等の研修や交流会を行なう

⑥税理士会への会員獲得協力要請を実施

⑦法人会福利厚生制度受託3社との協力体制を強化し、制度の推進とあわせた加入勧奨

⑧事務局の外訪活動による加入勧奨

⑨賛助会員の加入勧奨

⑩既存会員の退会防止

退会申し出先には、加入推奨者、支部長、事務局が連携して会員継続の交渉を行う

⑪他県の法人会員が甲府法人会管内に転出した際の加入勧奨

⑫甲府法人会管内の会員が県外等に転出した際、全法連を通じて情報を提供

⑬支部・ブロック活動の活性化の検討

⑭インターネットセミナーの利用推進

⑮青年部会・女性部会活動の活性化

部会独自の活動をはじめ、本会の活動の執行機関としての役割を果たすとともに法人会活動の活性化を図る。

①部会員の拡大、部会員相互の親睦を図る事業等の開催

特に青年部会においては、令和7年

度の「法人会全国青年の集い(山梨大会)」の開催準備のため、積極的な部会員の拡大を行う。

②租税教育に力を入れるとともに、講師を担当する部会員の育成

③施設などの訪問を通じて女性部会活動の披露と法人会のPR

III 会務運営事業

1. 各種会議の開催

(1) 定時総会、理事会、正副会長会

(2) 総務委員会、広報委員会、税制委員会、研修委員会、厚生委員会、組織委員会

(3) 源泉部会、青年部会、女性部会の各役員会

(4) 支部ブロック(支部)の役員会

2. 外部団体との連携

(1) 甲府税務署等が主催する諸会議への出席

(2) 県連、全法連における諸会議への出席

3. 全法連主催の行事への参加

(1) 講演会・セミナー

(2) 全国大会記念講演会(鹿児島大会)

(3) 全国大会記念講演会(鹿兒島大会)

(4) 全国大会記念講演会(広島大会)

(5) 全国青年の集い記念講演会(福井大会)

4. 全法連事業及び県連事業への協力等

(1) 全法連事業

①全法連が主催する諸会議への出席

②法人会アンケート調査システム「登録者増加への協力

③「いちごプロジェクト」(節電への取り組み)と「食品ロス削減」の周知に協力

(2) 県連事業

①県連が主催する諸会議への出席

②婚活支援事業「やまなし縁結び応援セミナー」への協力

③「法人会全国青年の集い(山梨大会)」に向けた協力

5. 事務局強化

(1) 事務局職員のレベルアップ

法律相談

共有物の分割における全面的
価格賠償



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁



平成25年4月1

日、甲は死亡した。

甲は住宅のほか数筆の土地を有しており、甲の相続人は妻A、長男B、長女C、次男Dである。甲には遺言もなく、遺産分割協議もなされていない。

不動産登記法が改正され、不動産を相続により取得した者は、3年以内に相続の登記をしなければ10万円以下の過料に処せられることになったと聞きましたが、甲が死亡してから10年以上経過しています。どうなるのでしょうか。



1. 相続登記の申請の義務化

所有者の不明な土地が多数存在することにより、様々な弊害が発生している。所有者不明土地の主な発生原因として、所有権の登記名義人が死亡して相続が発生しているが、登記記録上は登記名義人のままになっていることが挙げられている。このように相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因としては、相続登記の申請が義務とされておらず、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少ないことであると言われている。

そこで、不動産登記法を改正して、相続により不動産の所有権を取得した相続人に対し、①自己のため

に相続の開始があったことを知り、かつ、②当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務づけ、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することされた。

2. 相続により不動産を取得する類型

- ① 相続が開始すると遺産である不動産は法定相続分にしたがって相続人の共有の状態になる。したがって相続人は不動産の共有持分を取得することになるので、相続登記の申請義務が発生する。
- ② 遺産分割協議が成立し、その協議で不動産を取得した者も相続登記の申請義務が発生する。
- ③ 遺言により不動産を取得した相続人も相続登記の申請義務が発生する。

3. 相続人申告登記制度の創設

今回の不動産登記法の改正では、所有者不明土地等の発生予防の観点から、これまで任意とされていた

相続登記の申請を義務づけることとされたが、これは、不動産登記簿を見ることで相続人の氏名・住所を容易に把握することを可能にするためのものである。現行法を前提としても、各相続人の氏名・住所が登記簿に記載される法定相続分での相続登記を申請させることにより、他の相続人の協力を得なくても単独で相続登記の申請義務を履行させることが可能である。しかし法定相続分での相続登記については、その申請のために法定相続人の範囲を確定するための被相続人の出生から死亡に至るまでの戸除籍謄本が必要となるなどの手続的な負担がある上、以後遺言の発見、遺産分割協議の結果と異なる登記となる場合もあるため、これをもって相続登記の申請義務の主要な履行手段と位置づけることは適切ではないとの指摘もされていた。

そこで、改正法では、相続人が相続登記の申請義務を簡易かつ適切に履行することができるようにする観点から、各相続人の氏名・住所の公示に特化した相続人申告登記という新たな登記が設けられた。こ

の相続人申告登記では、法定相続分での相続登記と異なり、相続人申告登記の申し出をした相続人以外の他の相続人の氏名・住所や各法定相続人の持分は登記されないため、申し出に必要な添付書類の簡略化を図るなど、相続登記の申請義務の履行に際しての相続人の手続き的な負担が軽減される。具体的には、相続関係を称する資料について、申し出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる範囲で戸籍関係書類等を提出することで足りる。

この相続人申告登記は相続登記ではないけれど相続人の相続登記の申請義務が履行されたものとみなすこととされており、他の相続人から委任を受けて1人の相続人から他の相続人の相続人申告登記をすることもでき、その場合には委任した相続人も相続登記の申請義務を履行したものとみなされることになっている。

4. 施行期日及び経過措置

前記の相続登記の申請の義務化

と相続人申告登記の申し出に関する規定は令和6年4月1日から施行された。この法律の改正の目的を達成するため、令和6年4月1日（施行期日）以後は既に生じている相続についても適用されることを前提としつつ、経過措置として相続登記申請義務に規定の適用について、その申請義務の履行の期間が進捗を開始するための要件を満たした日又は当該申請義務にかかる規定の施行の日のいずれか遅い日から申請義務の履行期間（3年間）が進行を開始することとしている。施行日以前に相続の開始しているものについては、令和9年3月31日が申請義務の履行期限ということになる。

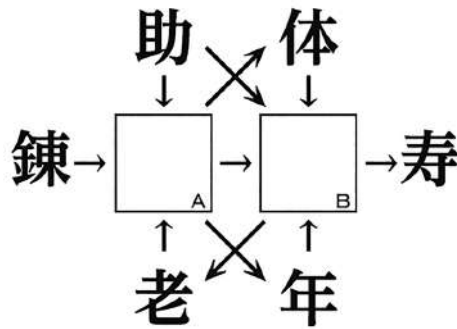
5. 令和6年4月1日施行期日の登記申請義務

について、ここで紹介しておくことが大切と考えたので記述することにしました。



パズル・熟語づくり

※矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



例題

矢印の方向に2文字の熟語ができるように、□にあてはまる漢字を書きましょう。



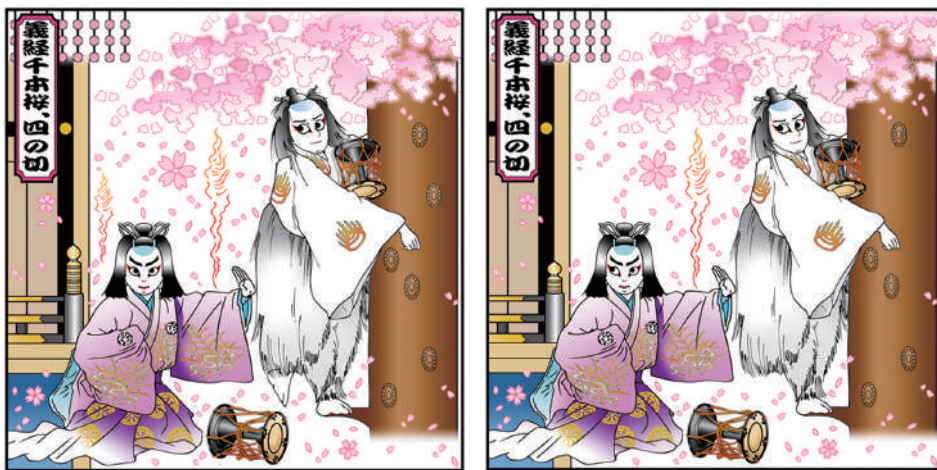
- (ナ) 法
- (ナ) 寸
- (ナ) 被
- (ナ) 法
- (ナ) 寸
- (ナ) 被

- (ナ) 法
- (ナ) 寸
- (ナ) 被
- (ナ) 法
- (ナ) 寸
- (ナ) 被

【例】 ひんがし・あまのこ

7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？



税務相談

税務調査とは

～アフターコロナの税務調査はどうなってるの？



東京地方税理士会 甲府支部
税理士 浦川 宏道



新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に「5類感染症」に変更され、世の中がコロナ禍前の生活に戻りつつある中、コロナ禍によって税務調査の着手を控えていた税務当局による税務調査の着手は、コロナ禍前の状況に戻っています。

このことは、国税庁ホームページの「法人税等の調査事績の概要」において、実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額が増加しており、追徴税額は近年の最高値であったことを報道発表（令和5年11月）しています。

出典 国税庁HP「令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要」より

I 調査事績の概要

法人税等の調査事績の概要

- ・実地調査件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額が増加しており、追徴税額は近年の最高値
- ・悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施

<法人税・消費税>

(1) 調査事績の概要

令和4事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人6万2千件について実地調査を実施しました。

その結果、申告漏れ所得金額は7,801億円、追徴税額は3,225億円、調査1件当たりの追徴税額は5,241千円となっています。

○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		
	令和3	令和4	前年対比
実地調査件数	千件 41	千件 62	152.3%
申告漏れ所得金額	億円 6,028	億円 7,801	129.4%
追徴税額	億円 2,307	億円 3,225	139.8%
調査1件当たりの追徴税額	千円 5,701	千円 5,241	91.9%

(注1) 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。
(注2) 追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡前額）を含みます。
(注3) 調査1件当たりの追徴税額は、法人税・消費税の各実地調査1件当たりの追徴税額（本税及び加算税）を合計しています（Ⅲ 参考計表 1 法人税・法人消費税等の調査事績 別表 1「11欄」及び別表3「6欄」の合計）。

■ アフターコロナの税務調査の状況は？

コロナ禍の最中は税務調査名目であっても、会社や個人事業者のところに臨場して調査を実施することは、緊急事態宣言や蔓延防止措置の下ではできませんでしたから、当然に調査の件数（調査の接触率）が大きく減少しました。

ではなぜ申告漏れ所得金額や追徴税額等が増加しているのでしょうか？

税務当局もコロナ禍においてはリモートワークが中心でしたから、その時期に十分にあった時間を活用して、日ごろから収集蓄積している様々な取引データをより綿密に検討することが出来たことが想定されます。

税務当局も、悪質な納税者には厳密な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施した結果だと分析しています。

■ 税務調査の形態は？

一言で税務調査と言っても強制調査・任意調査、国税局の担当者による調査・税務署の担当者による調査等色々な形態があります。

強制調査とはいわゆる「マルサ」と呼ばれる国税局査察部が担当し、裁判所の令状を得ていますので

強制力を持っており拒否できません。

任意調査とは調査先の理解と協力を得て行うもので、担当は国税局や税務署の調査官等になりますが、任意調査も基本的には拒否できません。

なぜ任意調査なのに拒否できないのでしょうか？その理由は、国税庁の職員には納税者に対して質問・検査等ができる質問検査権が与えられており【国税通則法 74 条の 2】、さらに、調査を拒否した場合は 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる旨が規定されているからです【国税通則法 128 条】。

任意調査と言っても拒否すると色々な罰則等が課せられる可能性があることから、強制調査とあまり変わりません。しかし、やむを得ない事情等が生じた場合には、調査日程を調整することはできますので、丁寧にその旨を税務当局に説明することです。

■ 大企業と中小企業の税務調査の違いは？

いわゆる資本金額が大きくて大企業と言われる法人の調査は、国税局の調査部という部署が担当します。2～3 名体制で 1 か月～2 か月かけて調査を行います。大手商社や大手ゼネコンなどを調査する調査部の特官部門などは調査官 5～7 名体制で調査を行い、調査開始から終了まで半年から 1 年ほど日数を要します。

税務署による中小企業の調査の場合は、税務署の担当者が 1～2 名で会社に臨場し、会社概況や帳簿調査を 2～4 日実施することが多く、大きな問題点が無ければ調査開始から終了まで 1～2 か月程日数を要します。

その他にも、不正取引が想定される事案、取引規模が大きい法人や著名法人など、税務署では対応が難しい調査を担当する国税局の資料調査課の調査がありますが、この資料調査課の調査は、税務署の担当人数や調査日数とは比べ物にならない程の違いがあります。

■ 中小企業（同族会社）が税務調査で指摘される点は？

中小企業（同族会社）の税務調査において、税務当局から指摘を受ける問題点とはどのようなものが多いのでしょうか。

圧倒的に多いのは、個人的な買い物、飲食代等の費用を法人の経費に計上する「個人的費用の付込み」と当期の利益を少なくするために行う「利益調整」です。多い理由としては、中小企業の場合は経理担当社員が身内だったり、社長がワンマンであることが多く、監視機能が働かず第三者から指摘されることがないため、比較的安易に計上することができるからでしょう。

また、意図的に売上を計上しない、あるいは、実際には発生していない費用を計上する等の方法で納税額を誤魔化した結果、税務当局に摘発されたニュースが世間を賑わせることがあります。このようなやり方は取引先に不正取引の加担を依頼することになり、会社として格好が良いものではありませんし、何より会社の信用を失いかねません。

いずれの場合も税務当局の反面調査や銀行調査等で発覚しますし、重加算税の対象となるリスクが高くなりますので、このような経理処理は行うべきではありません。

税務調査に対する考え方

企業の業績は、一年を通して事業活動を行った結果として利益金額が計算されます。その利益金額を基に税額が計算されるわけですが、経営者としては少しでも納税額を抑えたいという気持ちが湧いてくることは理解できます。

だからと言って、企業の正しい姿を歪めるような経理処理をすることは望ましくありません。

ちょっと視点を変えて、税務調査とは国が無料で行ってくれる会社の健康診断だと割り切って考えてみてはどうでしょうか。健康診断の結果悪い箇所が無ければそれはそれでよし。もし悪い箇所が見つかった場合は、投薬療法で済むのか、手術が必要なのか等その診断結果により何らかの治療が必要となりますが、健全な会社に戻るきっかけになるはずですよ。

前述しましたとおり税務調査はコロナ禍前の状況に戻っています。会社の将来のため、大切な社員のために税務調査を前向きに捉えることを提案します！





ご存じですか？

令和6年分所得税

定額減税



「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

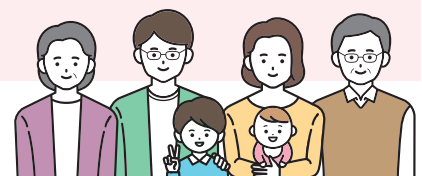
- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税



＼ 給与を支払う事業者のみなさまへ ＼

定額減税は、令和6年6月1日以後に 支払う給与等から！



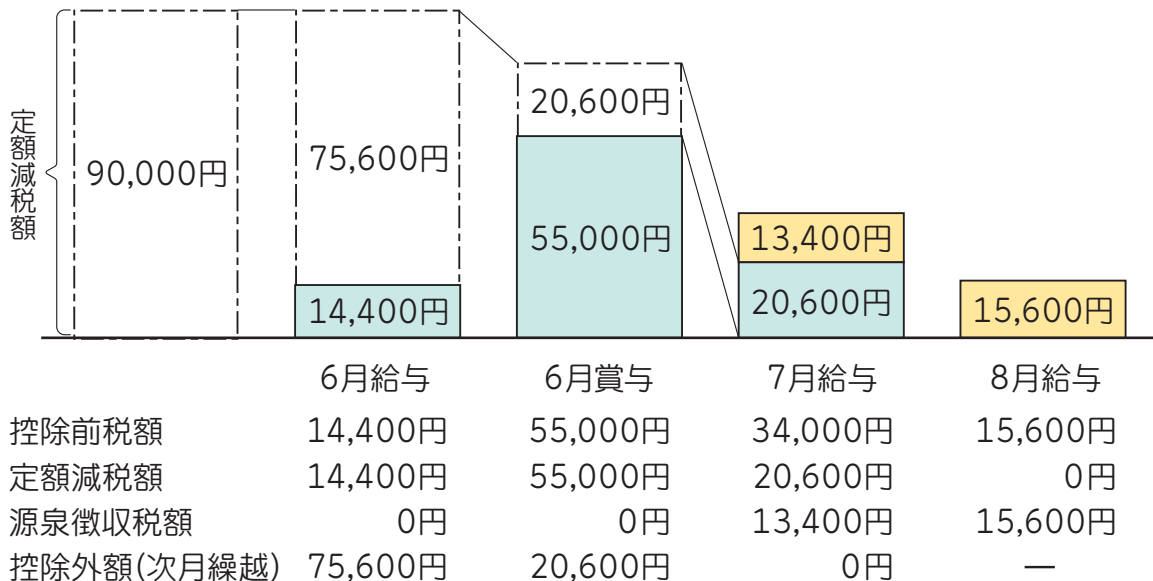
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税 イメージ（例）

【例】 次の世帯構成の場合

判定等	区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同 一 生 計		—	○	○	○
職 業 等		会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収 入 金 額		680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額		502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象		○	×（※）	○	○
定 額 減 税 額		3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！

特設サイトは
こちらから



自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される県税です。

※ 割賦販売の場合は、自動車の使用者に対して課税されます。

※ 軽自動車の所有者に対しては、市町村税として軽自動車税（種別割）が課税されます。

納期限は
自動車税(種別割)は
納期限までに
納めましょう。 **5/31** 金
AUTOMOBILE TAX PAYMENT DUE DATE IS ON MAY 31.2024

お出かけ前に、
スッキリと！
地方税お支払サイト

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

■クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等でも納付できます！

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードの読取等を行うことにより納付ができます。

納付方法はクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等から選択できます。

※地方税共同機構ウェブサイト「地方税お支払サイト」をご利用ください。

※ご利用にあたっては、納税者負担が別途発生する場合があります。また、領収証書は発行されません。

■スマートフォンアプリでも納付できます！

「PayPay」、「d払い」等で納付できます。

※納付書に印刷されたQRコードの読取による納付となります。

※利用可能なスマートフォンアプリは、上記「地方税お支払サイト」の「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください（領収証書は発行されません）。

■コンビニでも納付できます！

コンビニエンスストア（セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど）で、全国どこでも、休日や夜間でも納付できます。

■MMK設置店でも納付できます！

山梨県内では、イオン、ウエルシア、オギノ、ツルハドラッグ、ドラッグセイムス、NewDays等のうち、MMKを設置している店舗で納付できます。※店舗の一覧は、株式会社しんぎん情報サービスのホームページをご覧ください。

※令和6年度分の自動車税（種別割）納付書は、令和6年5月7日頃に発送予定です。

新入会員紹介 (令和6年1月～3月)

(順不同・敬称略)

<p>(株)メイクス 代表者：渡辺 淳一 業種：オリジナルプリントウェアの販売 住所：甲斐市富竹新田 854-18 TEL 055-287-7230 FAX 055-287-7231 U R L : https://emi-more.com</p>	<p>(有)サクラ観光サービス 代表者：志村 勇人 業種：旅行業 住所：中央市東花輪 1268-9 TEL 055-274-7333 FAX 055-274-7444</p>	<p>昭和町環境事業(協) 代表者：河西 秀史 業種：ごみ収集運搬業 住所：中巨摩郡昭和町築地新居 743-1 TEL 055-268-2338 FAX 055-268-2339</p>
<p>TRSコーポレーション(有) 代表者：タルン・アガルワル 業種：宝石輸入卸 住所：甲府市下石田 2-12-10 2F TEL 055-235-6055 FAX 055-235-7225</p>	<p>ダイナミックインターナショナル ジャパンインコーポレーション(有) 代表者：マルバニ・ラジェシュ・クマール 業種：宝石卸 住所：甲府市下石田 2-5-19 TEL 055-227-3325 FAX 055-227-7505</p>	<p>(有)ビッタアルトレーディングカンパニー 代表者：パラリワラ・チータン・クマール 業種：卸売業 住所：甲府市中小河原 1-4-30 TEL 055-242-7061 FAX 055-242-7062 U R L : https://vithal.jp</p>
<p>J.D.GEMS(株) 代表者：パンカジ・ジェイン 業種：宝飾業 住所：甲府市朝気 1-1-2 TEL・FAX 055-209-2442</p>	<p>ヴィジヨナリーパワー(株) 代表者：戸田 達昭 業種：電気事業 住所：甲府市大手1-2-21イノベーションベース Soie112 TEL 055-206-2914 FAX 055-220-3513 U R L : https://www.vpower.co.jp</p>	<p>シナプテック(株) 代表者：戸田 達昭 業種：バイオ、ケミカル分野の研究開発及び製造販売 住所：甲府市大手1-2-21イノベーションベース Soie111 TEL 055-220-3512 FAX 055-220-3513 U R L : www.synaptech.jp</p>
<p>(株)トータルライフサービス 代表者：相田 心平 業種：生命保険代理店 住所：甲府市住吉 2-3-23 TEL 0463-61-6607 FAX 0463-60-1070 U R L : https://www.totallife.net/</p>	<p>(株)工房スギヤマ 代表者：杉山 盛人 業種：宝飾業 住所：甲府市住吉 3-7-21 TEL 055-226-1008 FAX 055-267-5003 U R L : https://kobosugiyama.com</p>	<p>(株)玉川運輸 代表者：桑原 直樹 業種：運送業 住所：甲斐市玉川 1376 TEL 055-279-1422 FAX 055-279-2366</p>
<p>税理士法人ゆうき 代表者：芦澤 貞久 業種：税理士 住所：甲府市太田町 18-15 TEL 055-235-8484 FAX 055-235-8483 U R L : https://www.kfsdk.com</p>	<p>(有)マツモト電器 代表者：松本 和彦 業種：電気、空調設備工事業 住所：甲府市上石田 3-17-10 TEL 055-224-3611 FAX 055-235-0186 U R L : www.matsumotodenki.com</p>	<p>(株)東和 代表者：大澤 正聖 業種：一般貨物自動車運送事業 住所：甲府市富士見 2-9-17 TEL 055-252-4315 FAX 055-252-4390</p>
<p>(株)奥藤本店 代表者：塩見 大造 業種：飲食業 住所：甲府市国母 7-5-12 TEL・FAX 055-222-0910 U R L : http://okutou.com/</p>	<p>(有)ケイ・ジー・ケイ・ジュエリー 代表者：ダカール・アニール・クマール 業種：宝飾品輸入卸 住所：甲府市南口町 1-45 KGKビル TEL 055-231-1495 FAX 055-231-1492 U R L : www.kgkgroup.com</p>	<p>ヴェリタス トレイディング 代表者：モヒット・カラ 業種：宝飾業 住所：甲府市国母 3-5-7 ハウス金鳩 A-101 TEL・FAX 055-222-7335</p>
<p>間 洵子 代表者：間 洵子 業種：税理士 住所：甲府市大手1-2-21イノベーションベース Soie106 TEL 080-6053-0843 U R L : https://taxhazama.com</p>	<p>(株)ベルベットフィナンシャルマネジメント 代表者：小原 一浩 業種：保険代理店業 住所：甲府市徳行 3-5-7 ワイズアレイ A3 TEL 055-234-5407 FAX 055-234-5408 U R L : http://velvet-financial.com</p>	<p>会報等での ご紹介について、 同意いただいた 新入会員を 掲載しています。</p> 

発行所 公益社団法人 甲府法人会
 広報委員長 輿水 順彦
 甲府市中央4丁目12番21号
 TEL 055-2337-7774

印刷所 株式会社 峽南堂印刷所
 令和6年4月19日

● **新設法人説明会**
 6月14日 甲府法人会館
【内容】 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
 ・ 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
 ・ 源泉徴収事務について

● **「カンタン解説!」 源泉所得税の基本と実務テクニック**
(第1回)
 甲府会場 6月3日 アピオ甲府タワー館
 斐崎会場 6月6日 東京エレクトロン 斐崎文化ホール
【内容】 初級講座 源泉所得税の概要
 ・ 給与・賞与の税額計算
 ・ 所得税関係の改正
 ・ 給与・賞与の税額計算
 ・ 所得税関係の改正

(第2回)
 斐崎会場 8月21日 東京エレクトロン 斐崎文化ホール
 甲府会場 8月22日 アピオ甲府タワー館
【内容】 初級講座 消費税
 ・ 上級講座 インボイス制度
 ・ 電子帳簿保存法

● **決算法人説明会・インボイス制度説明会**
 4月23日 山梨県青少年センター
 5月24日 山梨県青少年センター
 6月21日 山梨県地場産業センターかいてらす
 8月29日 甲府市総合市民会館
【内容】 法人税についての注意点
 ・ 消費税についての注意点
 ・ 源泉所得税についての注意点
 ・ インボイス制度の概要等

研修会等予定

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人のように、支えあい、
力をあわせて、一生懸命働いている。
実は、日本の会社の99%はその4割は中小企業です。
そこに会社に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、
つまり、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオニアとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に。
これからの寄り添い、ともに歩んでいきたいと思っております。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなが進んでいくというお家を守るためにできることも、
私たちは全力で取り組んでいます。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

 **大同生命保険株式会社**

CM特設サイトはこちら



多摩支社 甲府営業所 〒400-0858 甲府市相生1丁目2番31号 Tel.055-232-6411